

議案第14号

さぬき市大串自然公園条例の制定について

さぬき市大串自然公園条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市大串自然公園条例

### (設置)

第1条 瀬戸内海国立公園に位置する、大串半島の良好な自然環境、景観及び地域資源を活用することで、市民の地域の歴史や魅力に対する理解を醸成するとともに、市民及び観光客に憩いの場を提供し、もって地域の活性化を図るため、さぬき市大串自然公園（以下「自然公園」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 自然公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 さぬき市大串自然公園
- (2) 位置 さぬき市小田2671番地75外

2 自然公園を構成する施設（以下「公園の施設」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 大串半島活性化施設
- (2) 野外音楽広場
- (3) 野外活動施設
- (4) ワイン加工施設
- (5) 物産センター
- (6) 中央芝生広場
- (7) つり波止

### (事業)

第3条 自然公園は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市の歴史、文化及び観光に係る情報発信に関すること。
- (2) 住民の健康増進及びレクリエーションに関すること。
- (3) 地域の物産及び飲食物の展示及び販売に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自然公園の目的を達成するために必要な事業に関すること。

### (行為の制限)

第4条 自然公園（第2条第2項第2号及び第3号の施設を除く。以下この条及び第6条において同じ。）において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた内容を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 行商、興行、募金その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真、映画、テレビジョン等を撮影すること。
- (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために自然公園の全部又

は一部を独占して利用すること。

(5) 工作物その他の物件又は施設を設けて、自然公園を占用すること。

(6) 自然公園に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用すること。

2 市長は、前項の規定により許可をするときは、必要に応じて条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、内容その他市長が定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(行為の禁止)

第5条 自然公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第5号及び第7号から第9号までに掲げる行為で前条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 自然公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 指定された場所及び用具以外で鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。

(6) 立入禁止区域に立ち入ること。

(7) 指定された場所以外の場所へ車両（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に規定する道路運送車両をいう。）を乗り入れ、又は止めておくこと。

(8) 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。

(9) 自然公園をその用途外に利用すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、自然公園の管理に支障がある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自然公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、期間及び区域を定めて、自然公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(1) 自然公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められるとき。

(2) 自然公園に関する工事のためやむを得ないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、自然公園の管理上必要と認められるとき。

(使用の許可)

第7条 第2条第2項第2号及び第3号の施設（以下「有料施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をするに当たって、管理運営上必要があると認めるときは、当該使用について条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 有料施設の管理上支障があると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用料)

第8条 前条第1項の許可を受けた者（以下「有料施設使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前条第1項の許可を受ける際に納付するものとする。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上その他特に必要があると認めたときは、前条第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 有料施設使用者の責めに帰することができない理由により、有料施設を使用することができないとき。

(2) 有料施設使用者が、有料施設を使用する日（2日以上継続して使用するときはその初日）前3日までに使用の許可の取消しを申し出たとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）又は有料施設使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第12条 市長は、第6条各号のいずれかに該当するときは、又は許可利用者若しくは有料施設使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは自然公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第4条第2項又は第7条第2項の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の行為により第4条第1項又は第7条第1項の許可を受けたとき。

(4) 使用料を納期限までに納付しないとき。

(5) 職員及び管理人の指示に従わないとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

2 前項の規定に基づく措置により許可利用者又は有料施設使用者に生じた損害について、市は、賠償その他の責めを負わない。

(損害賠償の義務)

第13条 自然公園を利用する者、許可利用者又は有料施設使用者（以下この条及び次条において「利用者等」という。）が、故意又は過失により施設、設備等を損傷し、若しくは滅失し、又は当該利用者等の責めに帰すべき事由により他の利用者等に事故が生じたときは、当該利用者等は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者等は、自然公園の利用又は使用が終わったときは、直ちに自然公園を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第12条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者等が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、これに要した費用を当該利用者等から徴収するものとする。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、次に掲げる自然公園の管理に関する業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1) 公園の施設の管理運営に関する業務

(2) 公園の施設の利用調整に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の規定により自然公園の管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合は、第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第1項及び前条第2項中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、第12条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と読み替えるものとする。

3 指定管理者が自然公園の管理に関する業務を行う期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、指定期間の満了後の再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の手続等)

第16条 指定管理者の指定に関する手続は、さぬき市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年さぬき市条例第20号）に定めるところによる。

2 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を公示するものとする。指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(利用料金)

- 第17条 市長は、指定管理者に有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める使用料の額を超えてはならない。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公示するものとする。
- 4 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(適用除外)

- 第18条 前条の規定に基づき指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第8条から第10条までの規定は、適用しない。

(委任)

- 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第15条に規定する指定管理者の指定に係る手続に必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(さぬき市海釣り公園条例の廃止)

- 3 さぬき市海釣り公園条例（平成14年さぬき市条例第146号）は、廃止する。

(さぬき市ワイン加工施設条例の廃止)

- 4 さぬき市ワイン加工施設条例（平成14年さぬき市条例第148号）は、廃止する。

(さぬき市物産センター条例の廃止)

- 5 さぬき市物産センター条例（平成14年さぬき市条例第149号）は、廃止する。

(さぬき市野外音楽広場条例の廃止)

- 6 さぬき市野外音楽広場条例（平成14年さぬき市条例第176号）は、廃止する。

(さぬき市シーサイドコリドール条例の廃止)

7 さぬき市シーサイドコリドール条例（平成15年さぬき市条例第2号）は、廃止する。

別表（第8条関係）

1 野外音楽広場

区分		使用時間		午前	午後	夜間	全日			
				午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで			
野外ステージ	平日	市内	円	11,300	円	23,600	円	28,300	円	56,600
		市外		12,600		26,200		31,400		62,900
	休日等	市内		14,100		28,300		33,000		66,000
		市外		15,700		31,400		36,700		73,300
リハーサル室	市内		1,400		1,400		1,900		3,800	
	市外		1,600		1,600		2,100		4,200	
控室1・2	市内		1,000		1,000		1,000		1,900	
	市外		1,100		1,100		1,100		2,100	
控室3	市内		1,400		1,400		1,900		3,800	
	市外		1,600		1,600		2,100		4,200	
照明設備、冷暖房設備		規則で定める額								

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「休日等」とは、土曜日、日曜日及び休日を、「平日」とは、休日等以外の日をいう（次表において同じ。）。
- 「市内」とは、有料施設使用者の住所（法人の場合は、その所在地。以下同じ。）がさぬき市内である場合を、「市外」とは、有料施設使用者の住所がさぬき市外である場合をいう（次表において同じ。）。
- 有料施設使用者が5,000円を超えて入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合の野外ステージの使用料は、この表に掲げる額に100分の150を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次項及び第5項において同じ。）とする。
- 準備のために使用する場合は、この表に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 使用を許可した時間を超過して使用した場合は、当該超過した1時間につ

き同一の区分における夜間の使用料の100分の20に相当する額を加えた額とする。

## 2 野外活動施設

区分		使用料	
オートキャンプサイト	宿泊	1泊につき 4,200円	
	デイ使用	1日につき 3,100円	
フリーキャンプサイト	宿泊	1泊につき 1,100円	
	デイ使用	1日につき 1,100円	
コテージ	宿泊4名まで	土曜日及び休日の前日	1泊につき 15,700円
		金曜日、日曜日及び休日 (土曜日又は休日の前日を除く。)	1泊につき 13,600円
		平日(金曜日又は休日の前日を除く。)	1泊につき 11,500円
	デイ使用4名まで	休日等	1日につき 4,200円
平日		1日につき 3,700円	
球技場	市内	1時間につき 2,100円	
	市外	1時間につき 4,200円	
附属設備及び備品類		規則で定める額	

### 備考

- 1 オートキャンプサイトについては1区画当たり、フリーキャンプサイトについてはテント1張又はキャンピングカー1台当たりの使用料とする。
- 2 「デイ使用」とは、宿泊を伴わない日帰りの使用をいう。
- 3 オートキャンプサイトの使用において、2泊以上連続して宿泊をする場合の2泊目以降の使用料は、1泊につき3,400円とする。
- 4 コテージの使用において定員を超えるときは、超過する1人につき、宿泊の場合は1泊につき1,100円を、デイ使用の場合は1日につき500円を加えた額とする。
- 5 コテージの使用において、小学校就学前の者は使用者の人数に含めないものとし、その者の使用料は無料とする。
- 6 コテージの使用において、使用を許可した時間を超過して使用した場合は、当該超過した1時間につき1,100円を加えた額とする。
- 7 コテージの使用において、4月28日から5月5日まで及び8月13日から8月15日までの期間は、宿泊の場合は休日の前日と、デイ使用の場合は

休日とみなす。

- 8 使用時間（第6項の超過時間を含む。）に1時間未満の端数が生じる場合は、その端数時間は、1時間とみなす。

議案第15号

さぬき市細川林谷記念館条例の制定について

さぬき市細川林谷記念館条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市細川林谷記念館条例

### (設置)

第1条 本市に生まれた細川林谷の作品や功績を顕彰するとともに、芸術及び文化の創造、発信及び継承に寄与するため、さぬき市細川林谷記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 さぬき市細川林谷記念館
- (2) 位置 さぬき市寒川町石田東甲931番地

### (管理)

第3条 記念館の管理及び運営は、さぬき市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

### (業務)

第4条 記念館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 細川林谷に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 細川林谷に関する資料の調査及び研究に関すること。
- (3) 芸術及び文化を通じて、市民等が相互に交流を深めることができる場の提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、記念館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

### (職員)

第5条 記念館に館長その他必要な職員を置く。

### (入館の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、記念館への入館を拒み、又は退館させることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行する者
- (3) 施設、設備又は資料等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、記念館の管理運営上支障があると認められる者

### (観覧料)

第7条 記念館に展示されている作品等を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

### (使用許可)

第8条 記念館の施設等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

(1) 記念館の設置の目的に反する使用をするおそれがあると認められるとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 施設、設備又は資料等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 長期間にわたる継続使用により、他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、記念館の管理上支障があると認められるとき。

(使用料の納付)

第9条 使用者は、別表第2に規定する使用料を納付しなければならない。

(観覧料及び使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料及び使用料（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の還付)

第11条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償等)

第12条 記念館の施設、設備及び資料等を故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者は、教育委員会の決定に基づきこれを現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(運営協議会)

第13条 記念館の円滑な運営を図るため、さぬき市細川林谷記念館運営協議会を置く。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 記念館の管理及び運営に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1 観覧料（第7条関係）

区分		観覧料（1人1回につき）	
		個人	団体（15人以上）
常設展示	一般・大学生	円 300	円 200
	高校生以下	100	50
特別展示		2,000円を超えない範囲で教育委員会がその都度定める額	

備考

- 1 「常設展示」とは、記念館が林谷展示室において平常的に展示する資料の観覧をいい、「特別展示」とは、記念館が特別に企画展示する資料の観覧をいう。
- 2 「一般」とは、15歳以上の者（次項に該当する者を除く。）をいう。
- 3 「大学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学及びこれに準ずる学校に在学する者をいい、「高校生以下」とは、同法に定める高等学校、高等専門学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校に在学する者をいう。
- 4 就学年齢に達しない者は、無料とする。

別表第2 使用料（第9条関係）

区分	単位	使用料
市民ギャラリー		円
	4時間以内	4,000
	1日	8,000
講座室	1時間	200

備考 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。

議案第16号

さぬき市空家等の対策の推進に関する条例の一部改正について

さぬき市空家等の対策の推進に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市空家等の対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市空家等の対策の推進に関する条例（令和4年さぬき市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第10条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第13条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第3項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号

さぬき市監査委員条例等の一部改正について

さぬき市監査委員条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市監査委員条例等の一部を改正する条例

(さぬき市監査委員条例の一部改正)

第1条 さぬき市監査委員条例（平成14年さぬき市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(さぬき市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 さぬき市病院事業の設置等に関する条例（平成14年さぬき市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(さぬき市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 さぬき市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年さぬき市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(さぬき市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 さぬき市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年さぬき市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9  
6条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年さぬき市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表行政改革推進委員会の委員の項中「行政」を「行財政」に改め、同表野外音楽広場管理運営委員会の委員の項を削り、同表子ども・子育て会議の委員の項の次に次のように加える。

細川林谷記念館運営協議会の委員	日額 8,000円
-----------------	-----------

附 則

この条例は、さぬき市細川林谷記念館条例（令和6年さぬき市条例第 号）の施行の日から施行する。ただし、別表行政改革推進委員会の委員の項の改正規定及び同表野外音楽広場管理運営委員会の委員の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

議案第19号

さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年さぬき市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの）」を「特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。））」に改め、「緊急に」を削り、「3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務）」を「1,500円（緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの）」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のさぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年1月1日から適用する。

（防疫業務従事手当の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前のさぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により支給された防疫業務従事手当のうち、改正後の条例附則第3項に規定する業務に係るものは、同項の規定による防疫業務従事手当の内払とみなす。

議案第20号

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部改正について

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙  
のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条  
第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を  
改正する条例

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成14年  
さぬき市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「9,000円」を「13,300円」に、「1,800円」を「3,000円」に、「12,000円」を「14,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発した旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

議案第21号

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例（平成14年さぬき市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中「9,000円」を「13,300円」に、「1,800円」を「3,000円」に、「12,000円」を「14,800円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発した旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

議案第 22 号

さぬき市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

さぬき市職員等の旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

## さぬき市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市職員等の旅費に関する条例（平成14年さぬき市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「8,000円」を「9,800円」に、「1,300円」を「2,200円」に、「11,000円」を「10,900円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発した旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

議案第23号

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例  
の一部改正について

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成22年さぬき市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「9,000円」を「13,300円」に、「1,800円」を「3,000円」に、「12,000円」を「14,800円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発した旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

議案第24号

さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
の一部改正について

さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さぬき市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当）

第16条の2 給与条例第27条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項第1号中「退職し、又は死亡した」とあるのは「死亡した」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第27条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第25条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当）

第25条の2 給与条例第27条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項第1号中「退職し、又は死亡した」とあるのは「死亡した」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日現在（死亡した職員にあつては、死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第27条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 さぬき市職員の育児休業等に関する条例（平成14年さぬき市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

議案第25号

さぬき市保育所条例等の一部改正について

さぬき市保育所条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市保育所条例等の一部を改正する条例

(さぬき市保育所条例の一部改正)

第1条 さぬき市保育所条例(平成14年さぬき市条例第108号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(さぬき市障害者就労支援施設条例の一部改正)

第2条 さぬき市障害者就労支援施設条例(平成20年さぬき市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(さぬき市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第3条 さぬき市子ども・子育て会議条例(平成25年さぬき市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年さぬき市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(さぬき市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部改正)

第5条 さぬき市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例(平成27年さぬき市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「教育・保育認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

(さぬき市幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第6条 さぬき市幼保連携型認定こども園条例(平成30年さぬき市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第26号

さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に  
関する基準を定める条例の一部改正について

さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年さぬき市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第19条各号」を「法第19条各号」に改める。

第23条中「しなければならない」を「するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 27 号

さぬき市国民健康保険条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

## さぬき市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険条例（平成14年さぬき市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（被保険者としない者）

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は同法の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童で、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第28号

さぬき市介護保険条例の一部改正について

さぬき市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市介護保険条例の一部を改正する条例

さぬき市介護保険条例（平成14年さぬき市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「39,600円」を「37,200円」に改め、同項第2号中「59,400円」を「55,900円」に改め、同項第3号中「59,400円」を「56,400円」に改め、同項第4号中「71,300円」を「73,500円」に改め、同項第5号中「79,200円」を「81,600円」に改め、同項第6号中「95,100円」を「98,000円」に改め、同項第7号中「103,000円」を「106,100円」に改め、同項第8号中「118,800円」を「122,400円」に改め、同項第9号中「134,700円」を「138,800円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 155,100円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 171,400円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 187,700円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 195,900円

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 29 号

さぬき市漁港管理条例の一部改正について

さぬき市漁港管理条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

## さぬき市漁港管理条例の一部を改正する条例

さぬき市漁港管理条例（平成14年さぬき市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第30号

さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する  
条例の一部改正について

さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例の一部を別紙  
のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条  
第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例（平成14年さぬき市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び同条中「任用」を「任命」に改める。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条第3項第1号中「団員に任用」を「団員に任命」に、「、又は」を「、若しくは復団し、又は休団し、若しくは」に、「当該任用」を「当該任命、復団、休団」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

（休団）

第8条 団員は、傷病、出産、育児、介護その他のやむを得ない理由により職務に従事することができない場合は、3年を超えない範囲内で、団員の身分を有したまま職務に従事しないこと（以下「休団」という。）ができる。

2 団員は、休団をしようとするとき、又は休団から復帰（以下「復団」という。）しようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を得なければならない。

3 団員が復団したときの当該団員の階級は、休団した日にその者が属していた階級とする。

4 休団中の団員には、第4条第3号、第5条第2項（第4条第1号に係る部分を除く。）、次条及び第10条の規定は適用しない。

5 休団期間中であっても、大規模災害への出動は本人の同意を得て可能とする。

6 休団期間中は、第13条の報酬は支給しないものとし、休団期間は、在職年数に算入しない。ただし、休団中の団員が前項の規定により出動したときは、当該出動に係る出動報酬を支給するものとする。

別表第1及び別表第2中「第12条関係」を「第13条関係」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 31 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

さぬき市長 大山 茂 樹

# 総合整備計画書（第1次変更）

香川県 さぬき市 多和辺地

（辺地の人口 382 人 面積 13.86k m<sup>2</sup>）

## 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 さぬき市多和
- (2) 地域の中心の位置 さぬき市多和兼割93番地1
- (3) 辺地度点数 182点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

阿讃の県境に位置する山間へき地であり、市の中心部から離れているため、公共的施設の整備が遅れており、これらを総合的に整備することにより地域間格差を是正し、地域の生活環境の向上及び住民の福祉の増進を図る。

市道については、道路に亀裂や凹みが生じていることから、安全で快適な通行を確保するために事業を実施する。

橋梁については、主桁等において経年劣化により広範囲の腐食、ひび割れ等がみられることから、損傷度を改善し、長寿命化を図るため事業を実施する。

農道については、降雨時において路面が軟弱になり農業機械の通行に支障をきたしていることから、安全で快適な通行を確保するために事業を実施する。

場外離着陸場については、災害や救急患者が発生した場合、緊急に医療処置を行い、救急医療機関へ迅速な搬送を行うため、ドクターヘリ等の離着陸場の整備事業を実施する。

地域活性化施設については、観光及び産業の振興のため、地域活性化複合施設の改修事業や機能を向上させるための施設設備整備事業を実施する。

## 3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和7年度まで 3年間

（単位 千円）

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
市道改良事業	さぬき市	26,400	0	26,400	26,400
橋梁長寿命化修繕事業	さぬき市	16,000	9,000	7,000	7,000
土地改良事業	さぬき市	4,000	0	4,000	4,000
場外離着陸場整備事業	さぬき市	15,400	0	15,400	15,400
地域活性化施設整備事業	さぬき市	4,000	0	4,000	4,000

合 計	65,800	9,000	56,800	56,800
-----	--------	-------	--------	--------

当初計画策定 令和 5 年 3 月 20 日

変更計画策定 令和 6 年 3 月 日